

平成24年度原子力防災訓練の結果について

1 目的

災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）及び見直し後の原子力防災計画に基づき、広域避難時の県、市町村及び関係機関との連携や災害情報等の住民への伝達など避難対応の基本的な手順を確認するため、原子力防災訓練を実働で実施した。

【参考】市原子力防災計画では次のように原子力防災訓練計画について規定しています。

『第2章災害予防対策 第9節原子力防災訓練計画 1計画の方針

市は、県、国、関係市町村、その他関係機関及び原子力事業者と協力し、原子力防災に関する協力及び防災体制の確立並びに関係職員の防災技術の向上を図り、併せて防災意識の高揚を図るため、次に掲げる訓練を要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定し、定期的に訓練を実施する。訓練の実施にあたっては、実動部隊の相互連携及び調整を図り、現場における判断力の向上や、迅速、的確な活動に資する実践的なものとなるよう、あらかじめ訓練目的と達成目標を明確にする。また、訓練を実施した後、達成目標に対して第三者による評価を行い、改善が必要な範囲を明らかにするとともに、それらを踏まえて防災体制の改善を確実に実施する。なお、訓練の実施に当たっては、以下のような観点について十分考慮する等、より実践的なものとなるよう努める。(1)自然条件等 (2)通信状況 (3)避難対応』

『第2章災害予防対策 第9節原子力防災訓練計画 2訓練項目

(1)災害対策本部等の設置運営訓練 (2)原子力防災センターへの参集、運営訓練 (3)緊急時通信連絡訓練 (4)県等が実施する緊急時環境放射線モニタリング訓練の協力 (5)県等が実施する緊急被ばく医療訓練の協力 (6)住民に対する情報伝達訓練 (7)住民避難誘導訓練 (8)災害時要援護者避難誘導訓練 (9)消防活動訓練 (10)自衛隊災害派遣運用訓練 (11)県及び受入可能市町村が開設する避難所等の運営訓練 (12)県等が実施する交通対策等措置訓練との連携 (13)大規模自然災害等発生時の対応訓練 (14)その他必要と認める訓練』

2 日時

平成25年3月23日(土) 8:00~13:30

3 会場

県庁、市役所、柏崎刈羽原子力防災センター、高浜コミュニティセンター、二田コミュニティセンター、南部コミュニティセンター、中通コミュニティセンター、西中通コミュニティセンター、荒浜コミュニティセンター、松波コミュニティセンター、柏崎原子力広報センター、新発田市地域交流センター、湯沢町公民館、糸魚川市民総合体育館、柏崎総合医療センターほか

4 訓練重点ポイント

多用な手段を用いた事故情報の提供と避難、屋内退避指示の確実な伝達

市計画

第3章災害応急対策 第5節住民等への的確な情報伝達活動 2迅速かつ的確な情報提供訓練

- ・防災行政無線、緊急速報メール、FMラジオ、市ホームページ、防犯メール、デジタルテレビ文字放送など多用な情報手段を用い住民広報を実施した。なお、緊急速報メールの配信訓練は、当日10時35分に実施した。
- ・住民等に対する正確な連絡体制の確立と円滑な避難に資するため、職員による「緊急時地区派遣隊」を各コミュニティセンターに派遣し、地域防災関係者と情報共有を図った。

災害時要援護者の避難支援

市計画

第3章災害応急対策 第6節避難、屋内退避実施に係る防護活動 5災害時要援護者の支援訓練

- ・災害時要援護者の避難支援を、自主防災会、消防団で連携して行った。

柏崎刈羽原子力発電所から30km圏外の新発田市、湯沢町、糸魚川市への広域避難

市計画

第3章災害応急対策 第6節避難、屋内退避実施に係る防護活動 3避難、屋内退避等の対応方針 4避難、屋内退避の実施

訓練

- ・新発田市、湯沢町、糸魚川市への広域避難は職員による「広域避難先遣隊」を先行させ、避難先と避難者受入の連携を行った。
- ・住民の皆さんから協力を得て、自家用車等で避難できない方を想定し、7コミュニティ合わせて239名の方が避難バスにより広域避難を行った。

国、県、市、事業者の円滑な情報連携とその共有

市計画

第3章災害応急対策 第2節情報の収集、連絡、緊急連絡体制及び通信の確保訓練

- ・緊急時における関係機関間の通信体制の確認と、通信障害を想定した代替手段（衛星電話）を用いた通信連絡を行った。

5 市訓練参加機関

高浜地区コミュニティ振興協議会（3自主防災会）、二田地区コミュニティ振興協議会（10自主防災会）、南部地区コミュニティ振興協議会（5自主防災会）、中通地区コミュニティ振興協議会（10自主防災会）、西中通地区コミュニティ振興協議会（11自主防災会）、荒浜地区コミュニティ振興協議会（1自主防災会）、松波地区コミュニティ振興協議会（1自主防災会）、新潟県警察本部、柏崎警察署、柏崎市消防本部、柏崎市消防団、新発田市、糸魚川市、湯沢町、東日本高速道路株式会社、越後交通株式会社、株式会社柏崎コミュニティ放送、新潟県厚生農業協同組合連合会柏崎総

合医療センター、柏崎タクシー株式会社、東京電力株式会社

6 訓練全体参加者数（柏崎市関係者のみ）

・広域避難訓練参加者（住民）	239人
・地区訓練参加者（住民）	507人
・消防団員	103人
・市職員（消防本部、消防署含む）	175人
	合計 1,024人

7 訓練の検証

今回の原子力防災訓練は、原子力防災計画の見直し途中での実施であり、職員アンケート及び第三者検証結果や参加住民の皆様のご意見等を踏まえ、今後の原子力防災対策に反映し強化を図る。

原子力災害対策に係る経過と今後の予定について

（平成 25 年 3 月 28 日 柏崎市防災会議報告事項）

1 経緯と現状

市地域防災計画（原子力災害対策編）は、福島第一原子力発電所事故を踏まえ、原子力災害対策指針の考え方をあらかじめ取り入れて、新潟県の修正と整合性を図り、平成 24 年 10 月 1 日に見直ししており、現行の国の防災基本計画（原子力災害対策編）及び原子力災害対策指針の内容を反映している。

2 原子力規制委員会の動向

（1）原子力災害対策指針の策定（平成 24 年 10 月 31 日）

（2）原子力災害対策指針の改定（平成 25 年 2 月 27 日）

【改定のポイント】

- ・ P A Z（即時避難区域）の防護基準「E A L（緊急時活動レベル）」の設定（当面の基準）
- ・ U P Z（避難準備区域）の防護基準「O I L（運用上の介入レベル）」の設定（当面の運用）
- ・ P A Z 内における安定ヨウ素剤の事前配布等、平時からの緊急被ばく医療体制の整備

【検討を行うべき課題】

- ・ブルームの影響を考慮した P P A の導入
- ・緊急時モニタリング等の在り方（緊急時と平常時に分けたモニタリング計画の策定）
- ・オフサイトセンターの在り方
- ・緊急被ばく医療の在り方（ヨウ素剤の投与に関する責任の明確化、事前の配布や備蓄・補充等の手法）
- ・地域住民との情報共有の在り方

3 県内市町村による原子力安全対策に関する研究会の取り組み

・「実効性のある避難計画（暫定版）及び資料編」を策定（平成 24 年 11 月 2 日）

4 新潟県の今後の予定

原子力災害時の避難にあたっては、災害時要援護者や積雪等による道路渋滞等を想定すると、避難方法、避難先等 福祉施設、病院等の防護措置 屋内退避施設のあり方 安定ヨウ素剤の事前配布・服用

このような課題が考えられ、これらを含む広域避難の課題については、市町村及び防災関係機関とともに広域避難対策等検討ワーキングチームを編成し、検討を進めている。

今後、国の原子力災害対策指針の再改定や上記の検討結果等の状況を踏まえ、県地域防災計画（原子力災害対策編）を修正するとしている。

5 市の今後の対応

国の原子力災害対策指針については、多くの課題が先送りされているため、今後、防災基本計画及び原子力災害対策指針の改定状況を踏まえ、新潟県、県内市町村及び関係機関と協議・検討を行い、市地域防災計画（原子力災害対策編）を修正する。